



# 佐賀県公報

平成19年  
5月10日  
(木曜日)  
号 外

## 目次

### 条 例

(◎印は、県例規集に登載するもの)

◎佐賀県監査委員条例の一部を改正する条例

(三〇・議 会 一

### 公布された条例のあらまし

○佐賀県監査委員条例の一部を改正する条例(条例第三〇号)

- 1 議員のうちから選任する監査委員を一人に減員することとした。(第二条 関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

## ○ 条 例

佐賀県監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年五月十日

佐賀県知事 古 川 康

### ◎佐賀県条例第三十号

佐賀県監査委員条例の一部を改正する条例

佐賀県監査委員条例(昭和三十九年佐賀県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「二人」を「一人」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年五月十日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷